

山梨県個人情報保護条例新旧対照表（抄）

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、 信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被つ た事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益 が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして 規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</p> <p>4 11 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 10 略</p>
<p>(取得の制限)</p> <p>第五条 略</p> <p>2 実施機関は、<u>要配慮個人情報</u> を取得しては ならない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれか（特定個人情報</p>	<p>(取得の制限)</p> <p>第五条 略</p> <p>2 実施機関は、次に掲げる項目に関する<u>個人情報</u>を取得しては ならない。</p> <p>一 <u>人種及び民族</u></p> <p>二 <u>思想、信条及び宗教</u></p> <p>三 <u>社会的差別の原因となる社会的身分</u></p> <p>四 <u>犯罪に関する経歴</u></p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれか（特定個人情報</p>

<p>報にあつては、第一号)に該当するときは、<u>要配慮個人情報</u> を取得することができる。</p> <p>一 三 略</p> <p>4 略</p>	<p>報にあつては、第一号)に該当するときは、<u>前項各号に掲げる 項目に関する個人情報</u>を取得することができる。</p> <p>一 三 略</p> <p>4 略</p>
--	---

山梨県個人情報保護条例施行規則新旧対照表（抄）

新	旧
<p>（条例第二条第三項の規則で定める記述等）</p>	
<p>第三条 条例第二条第三項の規則で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。</p>	
<p>一 次に掲げる心身の機能の障害があること。</p>	
<p>イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）別表に掲げる身体上の障害</p>	
<p>ロ 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいつ知的障害</p>	
<p>ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）にいつ精神障害（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害を含み、ロに掲げるものを除く。）</p>	
<p>二 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの</p>	
<p>二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」といつ。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」といつ。）の結果</p>	
<p>三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態</p>	

の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

五 本人を少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。
